

ID: 387

担当部署: 建設水道部 都市整備課 管理係

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	名寄市都市公園条例 第23条及び第24条		
例規番号	平成18年条例第187号		
<p>【根拠条文】</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 第2条第1項又は第3項(第20条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定に違反して同条第1項各号に掲げる行為をした者</p> <p>(2) 第4条(第20条において準用する場合を含む。)の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者</p> <p>(3) 第14条第1項又は第2項(第20条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による市長の命令に違反した者</p> <p>第24条 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。</p> <p>【基準】</p> <p>根拠条文及び第25条の規定による。</p> <p>第25条 法第5条の11の規定により、市長に代わってその権限を行う者は、この章の規定の適用については市長とみなす。</p>			
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	令和元年6月21日